

乳幼児等医療費助成制度の拡大に係る市町村制度状況

2009年11月1日から

市町村名	対象年齢(未満)	所得制限	自己負担600円/レセ
徳島市	入通院とも小学3年修了まで	無	有
鳴門市	入通院とも小学3年修了まで	無	有
小松島市	入通院とも小学3年修了まで	無	有
阿南市	入通院とも小学3年修了まで	無	無
吉野川市	入通院とも小学校修了まで	無	有
阿波市	入通院とも小学校修了まで	無	無
美馬市	入通院とも小学校修了まで	無	無
三好市	入通院とも小学3年修了まで	有	有
勝浦町	入通院とも小学校修了まで	無	無※3
上勝町	入通院とも小学校修了まで	有	無
佐那河内村	入通院とも中学校修了まで	無	無
石井町	入通院とも小学3年修了まで	有	有
神山町	入通院とも中学校修了まで	無	無
那賀町	入通院とも小学3年修了まで	無	無
美波町	入通院とも小学校修了まで	有	有
牟岐町	入通院とも小学3年修了まで	有	有
海陽町	入通院とも小学校修了まで	無	有
松茂町	入通院とも小学3年修了まで	有	有
北島町	入通院とも小学3年修了まで	無	有
藍住町	入通院とも小学3年修了まで	無※1	有
板野町	入通院とも小学3年修了まで	有	有※2
上板町	入通院とも小学校修了まで	有	有
つるぎ町	入通院とも小学校修了まで	無	無
東みよし町	入通院とも小学3年修了まで	有	有

※1 所得制限超過者に対して年3万円まで償還給付

※2 一部自己負担金の1/2を償還給付

※3 勝浦町の7歳～小学校修了の部分については、自己負担金の徴収あり

乳幼児等医療費助成制度公費負担者番号(平成21年11月1日以降)

市町村名	公費負担者番号		
	小学3年生終了まで	小学4年生以上	600円徴収しない市町村
1 徳島市	45360013		
2 鳴門市	45360021		
3 小松島市	45360039		
4 阿南市	45360047		48360044
5 吉野川市	45360518	47360516	
6 阿波市	45360526	47360524	48360523
7 美馬市	45360534	47360532	48360531
8 三好市	45360542		
9 勝浦町	45360054	47360052	48360051
10 上勝町	45360062	47360060	48360069
11 佐那河内村	45360070	47360078	48360077
12 石井町	45360088		
13 神山町	45360096	47360094	48360093
14 那賀町	45360625		48360622
15 美波町	45360641	47360649	
16 牟岐町	45360195		
17 海陽町	45360658	47360656	
18 松茂町	45360237		
19 北島町	45360245		
20 藍住町	45360252		
21 板野町	45360260		
22 上板町	45360278	47360276	
23 つるぎ町	45360617	47360615	48360614
24 東みよし町	45360633		

※平成21年11月1日より、助成対象年齢拡大のため、公費負担者番号45の範囲が「7歳未満」から「小学3年生終了まで(9歳に達する日以後の最初の3月31日まで)」に拡大されます。
このため、一部の市町村では、7歳以上小学3年生終了までの間の者は公費負担者番号が47から45に変わることにご注意ください。

※公費負担者番号45の範囲は、便宜上「小学生終了まで」と表記していますが、正確には「9歳に達する日以後の最初の3月31日まで」です。